

		厚生常任委員会	
令和6年6月19日受理		請 第 21 号	
件 名	医療用医薬品の安定供給確保について国への意見書提出を求める請願		
紹 介 議 員		提 出 者 住 所 氏 名	
前 川 收 藤 川 隆 夫			
(要 旨) 1 国民に品質が確保された医療用医薬品が安定的に供給されるよう、医薬品製造業者等の法令順守の徹底を図るとともに、医薬品製造業者等に対する支援の充実、物価上昇等の影響を踏まえた薬価制度の在り方の見直しなど、実効性のある対策を講ずること。 2 医療機関、薬局、卸売販売業者等の関係者が医療用医薬品の供給状況を迅速かつ容易に共有し、需給状況に適切に対応できる体制の構築に取り組むこと。 以上2点、国へ意見書を提出されるよう請願する。 (理 由) 医薬品は、国民の健康及び生命を守る重要な物資であり、その供給が途絶えてしまうことは、国民生活に重大な影響を及ぼしかねないものである。特に、国が使用促進を進めている後発医薬品の使用数量は約8割を占めており、国民生活にとって必要不可欠なものとなっている。 しかしながら、後発医薬品企業の市場が拡大する中で、必ずしも十分な製造能力や体制を確保できない製造業者の製造管理及び品質管理の不備による法令違反が度重なり、これを端緒に多くの医療用医薬品において出荷停止等が発生している。また、その影響は長期化し、国民に必要な医療用医薬品が十分に供給されない状況が3年以上にわたって続いている。 この間、医療機関や薬局においては供給不足となっている医療用医薬品と同一の効能効果を持つ他の医薬品に変更するといった対応を行っているが、一部の医薬品の入手が極めて困難となっており、必要な医療用医薬品が十分に患者に届かない事態を招いている。 特に、薬価の中間年改定については、近年の毎年の薬価引下げが医療用医薬品の安定供給に影響を与えることが懸念されるが、物価上昇や医療用医薬品の安定供給の必要性といった医薬品を取り巻く環境が制度導入時から変化していることを踏まえて廃止を含めた見直しを行う必要がある。 国民に不利益が生じかねない状況であるため、一刻も早く供給不安を解消し、医療用医薬品の安定的な供給を図る必要がある。			